

年金制度改正 (平成17年4月)

1. 国民年金保険料は、月額13,580円です。(平成17年4月から平成18年3月まで)

2. 国民年金保険料の口座振替割引制度の拡充

①保険料を口座振替で1年分まとめて納付すると、割引額が増えます。

◆平成17年度分の保険料を4月中に1年分まとめて納付すると、現金払い(納付書で納める)では、2,890円の割引となります。

◆口座振替(口座から引落として納める)では、3,420円の割引(現金払いよりも530円お得)となります。(6か月分をまとめて納めるのも、口座振替が有利です。)

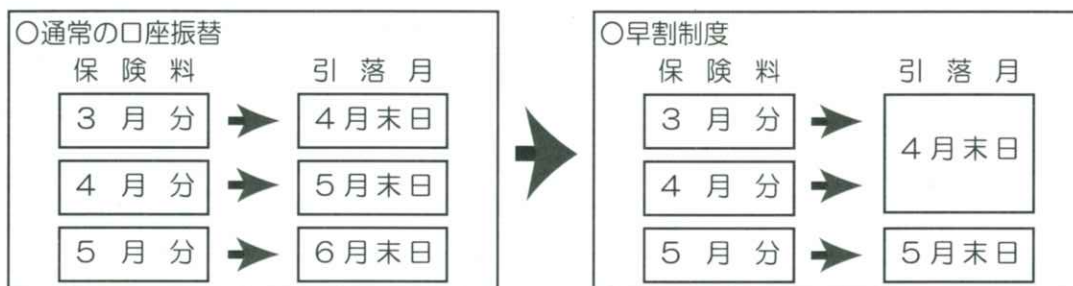
※すでに口座振替で1年分まとめて納付している方は、届出の必要はありません。

②口座振替早割(当月保険料の当月末引落とし)制度の導入

◆これまで翌月末に口座から引落としていた保険料を、当月末に引き落とすことにより、1か月40円が割引になります。

※この早割制度は、申し込みが必要です。

【早割のイメージ図】※平成17年3月中に申込みされた場合



4月分以降の保険料から40円割引

※口座振替日は、月末が金融機関の非営業日の場合は翌営業日

3. 若年者(20歳代)の納付猶予制度の導入

20歳代の方は、本人(配偶者を含む)の所得が一定額以下の場合、申請により月々の保険料納付が猶予されます。(これまでは、所得が一定額以上の世帯主(親など)と同居している場合は、保険料免除の対象にならなかった)

4. 保険料免除の所得基準の一部緩和

単身世帯を中心に、保険料免除の所得基準が緩和されます。

5. 第3号被保険者(厚生年金等の加入者に扶養されている配偶者(妻又は夫))の届出の特例の実施

特例の届出をするこ により、2年以上前の期間も第3号被保険者期間として取り扱い、将来その分の年金を受け取ることができようになります。

6. 特別障害給付金制度の開始

任意加入対象であった学生や厚生年金保険などに加入していた方の配偶者で、任意加入していなかった期間中に生じた傷病が、現在、障害基礎年金の1級・2級相当の障害がある方は、特別障害給付金の請求ができます。(給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からです。)

7. 60歳代前半の在職老齢年金制度の見直し

老齢厚生年金を受給している60歳代前半の方が就労していても、年金の一律2割の支給停止が廃止され、年金額と賃金の額に応じた支給停止のみになります。

○お問い合わせ先

川内社会保険事務所 ☎22-5276

町民生活課 年金係 ☎53-1111 内線133

◆年金相談◆

年金の資格や受給手続きなどについての『年金相談所』を開設します。

相談には、川内社会保険事務所の職員が応じますので、質問や相談などがありましたら、この機会を是非ご利用ください。

○日時 3月25日(金)

午前10時～午後3時

○場所 役場駐車場『プレハブの会議室』

○お問い合わせ先

町民生活課年金係

☎53-1111 内線133